



児童虐待の未然防止、早期発見に向けて（お知らせ）

児童虐待相談件数や重篤な児童虐待事案の増加により、子どもの生活や権利に関する法律が見直されています。児童福祉法には『虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、市町村や児童相談所へ通告しなければならない』とされており、子どもと関わる方々のみならず、『誰であっても”虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合は通告する義務』があります。

市町村は子どもの安全確認や安全確保の徹底が求められており、宇多津町では、児童虐待の未然防止・早期発見の観点から、特に子どもと接する機会の多い教育・保育機関等には、法令等に基づき以下の内容を徹底するよう依頼しています。

なお、児童虐待の有無や対応の判断は市町村や児童相談所等の専門機関が行います。教育・保育機関等には、起こっている事実を速やかに報告するよう依頼しています。ご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

（教育・保育機関に依頼している内容）

- ①休業日を除き、続けて7日以上欠席して子どもの様子が確認できない場合、理由の如何にかかわらず速やかに報告すること。
- ②子どもに外傷等が発見された場合、理由も含めて速やかに報告すること。
- ③その他、児童虐待が疑われる場合、速やかに報告すること。

また、子育てやその他の福祉的なご相談について、各専門の相談窓口があります。裏面の相談機関一覧をご参照いただき、お気軽に相談ください。



○県内・近隣の相談窓口

子育てに関する相談 (養護問題、虐待、しつけ、発達、ヤングケアラーなど)	香川県西部子ども相談センター 宇多津町相談支援センター	0877-24-3173 0877-49-8028
乳幼児に関する子育て相談(予防接種、健診、栄養、発達など)	宇多津町保健センター	0877-49-8008
不登校や非行に関する相談	宇多津町教育支援センター 香川県教育センター	0877-49-3460 087-813-0955
子どものネットトラブル相談	香川県教育センター	087-813-3850
こころの不安などの相談	香川県精神保健福祉センター 香川県中讃保健福祉事務所 保健対策第二課	087-804-5565 0877-24-9963
配偶者等からの暴力等(DV)に関する相談	香川県子ども女性相談センター 内閣府DV相談ナビ 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター	087-862-8861 #8008 (はれれば) #8891
児童相談所虐待対応ダイヤル	※近くの児童相談所につながります。	189 (いちはやく)
障害福祉に関する相談(身体、知的、精神、発達)	宇多津町相談支援センター	0877-49-8028
ひきこもりに関する相談		
生活の困窮に関する相談	宇多津町社会福祉協議会	0877-49-0287

児童虐待とは…

身体的虐待

- ・叩く、殴る、蹴る、首を絞めるなどの暴力
- ・やけどをさせる、溺れさせる
- ・乳幼児を激しく揺さぶる
- ・冬季などに戸外に閉め出す 等

性的虐待

- ・性的な行為の強要、教唆
- ・性交や性器を見せたり、触る
- ・ポルノグラフィーの被写体にする 等

ネグレクト

- ・学校に通わせない
- ・健康や安全、衛生面への適切な処置や配慮がない
- ・幼い子を残して外出する、車内に放置する 等

心理的虐待

- ・大声や脅しなどで恐怖に陥れる
- ・無視や拒絶的な態度をとる
- ・きょうだい間での差別的扱い
- ・子どもの前での激しい口論やDV
- ・自尊心を傷つける言動 等